

(仮称) 青森市感染症予防計画の策定について

1 計画策定の目的

国は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月9日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)を一部改正し、保健所設置市区へ新型コロナウイルス感染症を想定した2類相当の感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)の策定を新たに義務付けた。

その内容は、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画に即して策定する(※)こととされ、本市においては、県が創設した青森県感染症対策連携協議会で、県や県内の保健所、医療機関等関係機関や青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会と協議等しながら、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制等(保健所体制、検査体制等)の感染症対策の一層の充実を図るため、(仮称)青森市感染症予防計画を策定する。

※ 感染症法第10条第14項(令和6年4月1日施行)

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

2 計画策定のスケジュール(予定)

- 令和5年12月 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会開催
(内容：予防計画案の審議① 等)

- 令和6年 2月 パブリックコメントの実施

- 令和6年 3月 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会開催
(内容：予防計画案の審議② 等)
予防計画の策定・公表